

## 議案第53号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第30条の5第2項」を「第30条の6第2項」に改め、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

### （5） 個人番号

第5条第2項第9号中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第6条第1項中「指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

第2条 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「並びに」を「及び」に改め、「及び第30条の24第5項」を削り、第9号から第12号までを削る。

第5条第2項第9号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第30条の24第1項から第4項まで」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードに係る杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告及び区民への公表については、なお従前の例による。

（提案理由）

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、電気通信回線による東京都知事への通知事項に個人番号を加える等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部  
改正）

新 条 例	旧 条 例
(電気通信回線による東京都知事への通知)	(電気通信回線による東京都知事への通知)
第4条 <u>法第30条の6第2項並びに令第13条第4項及び第30条の24第5項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</u>	第4条 <u>法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の24第5項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</u>
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>(5) 個人番号</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(6) 法第30条の5第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</u>
<u>(7) 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</u>	<u>(7) 略</u>
<u>(8) 略</u>	<u>(8) 略</u>
<u>(9) 略</u>	<u>(9) 略</u>
<u>(10) 略</u>	<u>(10) 略</u>
<u>(11) 略</u>	<u>(11) 略</u>
<u>(12) 略</u>	<u>(11) 略</u>
(審議会への報告等)	(審議会への報告等)
第5条 略	第5条 略
2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。	2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1)～(8) 略

(9) 法第30条の6第1項並びに令第13条第3項及び第30条の24第1項から第4項までの規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 略

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略

(1)～(8) 略

(9) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の24第1項から第4項までの規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 略

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略

第2条による改正（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 <u>法第30条の6第2項及び令第13条第4項</u> _____の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 <u>法第30条の6第2項並びに令第13条第4項及び第30条の24第5項</u>の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送</p>

信する事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(審議会への報告等)

第5条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1)～(8) 略

信する事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 令第30条の24第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(10) 令第30条の24第2項に規定する住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(11) 令第30条の24第3項に規定する法第24条の2第3項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

(12) 令第30条の24第4項に規定する住民基本台帳カードに法第30条の44第6項に規定する措置を講じた旨

(審議会への報告等)

第5条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1)～(8) 略

(9) 法第30条の6第1項及び令  
第13条第3項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の規定による  
前条各号に掲げる事項の東京都知事  
への通知

3 略

(9) 法第30条の6第1項並びに令  
第13条第3項及び第30条の24  
第1項から第4項までの規定による  
前条各号に掲げる事項の東京都知事  
への通知

3 略